

連帯はばたき

連帯ユニオン
関西ゼネラル支部
宣 伝 部

第71号
2024. 7.

明るく・楽しく・元気に活動し、産業別労働運動を確立しよう！



京都事件 10年という異常な求刑

懲役10年という異常な求刑

6月17日の京都地裁にて、湯川委員長と武前委員長の刑事裁判が開かれました。今回は「ベストライナー事件」「近畿生コン事件」です。これらはいずれも労働組合がストライキ等の組合活動を通じて会社側に解決金の支払いを求めたとして恐喝だと起訴されています。この時点で既に信じがたい話ではありますが、そればかりでなく、なんと検察側は両者に対して懲役10年を求刑しました。ちなみに今月に入ってから裁判が開かれた四

日市の傷害致死事件の求刑が同じ懲役10年でした。検察側は組合活動を通じた解決金の請求を傷害致死事件と同程度の重大な犯罪として扱われているわけです。もはや異常としか言いようのない話です。

事実を無視した検察側の異常な主張

検察側の主張は支離滅裂なものです。ベストライナーの件では、労働組合を嫌った会社側が組合員の解雇や団体交渉の拒否など、不当労働行為に当たる嫌がらせをしてきたことが始まりでした。その争いの果てに会社側は

遂に事業を強制的に閉鎖して組合を追い出そうとします

が、結局これも組合の抵抗によって実現せず、その後に会社側が金銭の支払いによる解決を組合に持ちかけてきたのです。組合側は組合員の身分保障などを求めていましたが解決のために不本意ながらも交渉の席につきました。つまり組合側がストライキを用いて会社側から高額な金銭をせしめとったという検察の主張に反して、そもそも金銭解決を持ちかけたのは会社側なのです。しかもストライキが決行されたのは、この後に会社側との間で解決金の支払いの時期や組合員の身分保障等について条件が一致しなかったからです。ストライキによって解決金を要求することを違法とする主張の時点で異常ですが、そもそも本件においてそのような事実自体が存在しないのです。検察の主張は一事が万事このような調子で、おかしい点を指摘して回ればキリがありません。

関生が強すぎるからスト権は認めない？

なぜ検察は今回のストライキを違法だと見なしたか。それについて検察は「関西生コン支部は会社に対して圧倒的な優位性を有しており、この点を考慮してストライキに対する評価を行わなければならない」だと説明しています。つまり関生が強すぎるからストライキは違法だと主張しているわけです。力を持った労働組合はストライキをしてはいけないのか？ 組合員が理不尽に解雇等をされ、会社は組合を追い出すために事業の閉鎖までしようとしているのに。これについて検察は「労働委員会への救済申立てや裁判手続きに訴えるなどの法的手段が容易に想定できたはずである」と主張します。つまりストライキなんてやらずに裁判所などに訴えろという主張です。裁判や労働委員会を経験した組合員は実感があると思いますが、これらは決着までの時間があまりに長い。それ以外の手段を並行するのは当たり前のことです。そもそも役所や裁判所に訴えることだけが活動なら何

のための労働組合なのでしょうか？ 検察側の主張は、法の執行以外の有機かつ主体的な手段による問題解決という、社会の柔軟性を担保する意義をもった活動を蔑ろにするもので、人の利益のみならず社会からも活力を奪い取るでしょう。関西生コン支部の姿勢について検察は、「生かさず殺さず搾り取れるだけ搾り取る」と表現していましたが、単に「事業に支障のない範囲で従業員の利益を最大限に引き出す」という労働組合としてあるべき姿をここまで悪意ある表現にできるのかと感心します。

7月13日に緊急シンポジウムを開催

このような衝撃的な求刑があったこともあり、連帯ユニオンでは上記ベストライナー事件と近畿生コン事件に加え、発行義務のある就労証明書を会社に求めたことが恐喝だと事件化された加茂生コン事件に関する解説とパネルディスカッションをおこなうシンポジウムを緊急で開催しました。登壇したのは、事件を担当する久堀弁護士、片田弁護士、渋谷弁護士に加え、大阪全港湾の小林委員長、北大阪ユニオンの木村委員長、衆議院議員にして連帯ユニオン関西ゼネラルの大石組合員、ジャーナリストの竹信三恵子さん、望月衣塑子さん、労働法研究者の吉田美喜夫さん。皆が自らの意見について熱弁をふるい、互いに質問を重ね合いました。特にジャーナリストの竹信三恵子さんは、労働組合の原則をよく踏まえつつ自らが働く母親の立場として加茂生コン事件の不当性について情理相適う熱のこもった弁を奮っていたのが印象的でした。

前委員長と現委員長の裁判ということで、検察側も体裁を殴り棄てて両者を重刑に処そうとしているものと見られますが、道理は組合側にあります。関西生コン支部の置かれた理不尽な苦境を跳ね返すため、共に闘いましょう。

(書記長)

とめよう！ 原発依存社会への暴走 大集会 ～地震も事故も待ったなし～

6月9日（日）韮公園で「とめよう！ 原発依存社会への暴走 大集会」が開催され、全国から1400名を超える人が集まりました。

はかり知れない被害を出し、今も終息していない福島原発事故を受けて、政府はこれまで、原発の再稼働は進めつつも、原発依存度を「可能な限り低減する」とし、原発の新增設やリプレイス（建て替え）は現時点では想定していないとの立場をとってきました。ところが、岸田政権はこれを大転換し、原発を「最大限活用する」との方針を打ち出したのです。昨年2月に閣議決定された「GX（グリーン・トランスフォーメーション）実現に向けた基本方針」では、原発が停止していた期間を運転期間から除くことで、「原則40年、最長60年」と定められていた原発の寿命を延ばすことを決めた他、次世代革新炉の開発・建設に取り組み、まずは廃炉を決定した原発の敷地内での建て替えから進めていくことを明記しました。まさに原発依存社会への暴走を始めたわけです。また、こうした中、関西電力は様々な危険性を指摘されている老朽原発を次々と再稼働させており、昨年には高浜原発1号機、2号機、今年に入って美浜原発3号機を再稼働させています。

福島原発事故以前も、以降も、原発は程度の差こそあれ、事故を起こし続けています。原発は巨大なサプライチェーンで成り立っており、部品点数だけで1000万に及ぶといわれます。到底管理不可能な数であり、一定の割合で欠陥品も含まれているでしょう。また、経年劣化の影響を正確に把握することも困難であり、部品全てについて点検することは事実上不可能です。人為的なミスも必ず起こります。事故が起って当然なのです。

仮に部品が全て適正で、人為的なミスが一切な



いとしても、それは平常時の安全を担保するものでしかありません。原発は、自然災害や戦争等に対しては極めて脆弱です。原子力規制委員会は、一定の耐震基準などを設けていますが、その根拠も薄弱という他ありません。この点、高浜原発3号機、4号機の運転差し止めを命じた福井地裁決定でも、「基準地震動を超える地震が高浜原発には到来しないというのは根拠に乏しい楽観的な見通しにしかすぎないといえる」と判示しています。

原発の重大事故が起これば取り返しがつきません。多くの人が避難もできずに放射能に晒されることが十分予想できます。仮に避難できたとしても、広範な地域が居住不能となり、その影響は数十年に及びます。結局のところ、原発は人間がコントロールできる限界を超えているという他ありません。それを誤魔化し、「楽観的な見通し」を幾重にも積み重ねた上に、今の原子力政策が成り立っているわけです。そして、いざ問題が起これば、いつでも「想定外」という責任逃れで済ませているのが実情ではないでしょうか。

危険極まりない原発依存社会への暴走を直ちに止めていきましょう！

（副執行委員長）

T福祉会分会：職場改善を積み重ねて 24春闘で時間給1,408円(処遇改善金を含む)を実現



府道〇号沿いにあるT福祉会

契約更新の用紙が渡されなかったのが公然化

2017年11月、60歳で「〇〇〇の郷」(大阪市〇〇区の知的障がい者の入所型の施設)に就職した。翌年3月になると、非正規職員に契約更新の用紙が渡されたのに、私には渡されなかった。

2月の勤務シフトに希望もしていない休日が2日も入っていた。主任に「ここは希望していません。勝手に休みを入れられたら、やる気をなくしますわ。」と言ったことに施設長が反応し、やる気をなくす＝退職すると受け取ったことが分かった。「来年度も働きますので契約書をお願いします。」と伝えても、契約更新の用紙がもらえなかった。腹がたち、組合の大橋さんに電話して、組合加入通知と契約更新要求をFAXしてもらった。

翌日、出勤するとすぐに契約更新の用紙が渡された。

納得のできないことをひとつずつ改善

○勤怠管理は出勤簿

出勤時に印鑑を押す出勤簿では、出勤時刻・退勤時刻の管理ができません。紙ベースの労働時間管理からタイムカード導入を要求。

(2019年2月、タイムカード導入で合意)

○契約更新は4回まで

「多くの人に障がい者とかかわってもらいたい」から、非正規職員の契約更新は4回までと制限されていた。職場は常に人手不足で、これでは無期転換ルールが利用できません。

(2020年4月から制限撤廃)

○65歳から時間給100円カット

65歳をすぎたらからといって、急に体力、能力が低下するものでなく、職場ではこれまでと同じ仕事をしている。ところが、賃金は100円カットしていた。(2020年4月からカット撤廃)

○非正規職員の均等・均衡待遇を求める

“賞与” “退職金” “昇給” “住居手当”

正職員には、昇給も賞与もあり、住居手当も退職金も払われるが、非正規職員にはなかった。非正規職員なしでは、現場は回らない。利用者にとっては、正職員も非正規職員も同じつるみの郷の職員である。非正規職員だからといって、いい加減で無責任な対応が許されるはずもなく、正職員のやる気、モチベーションは大切であるが、非正規職員も同じである。非正規職員は均等・均衡待遇で、責任や貢献に応じた昇給、賞与、住居手当も退職金も当然だ。

(2020年4月から賞与実現 上限年20万円)

(2020年4月から退職金制度 上限20万円)

(2024年4月から昇給制導入 年15円、住居手当月額1,000円)

*上限があり、また昇給額や支給額が低額で改善が必要。

法人の組合対応は、のらりくらりと牛歩戦術です。組合員が一人だけということもあり、なめられていると思う。私ももうすぐ67歳で、残された時間があまりありません。少しでも働きやすい職場にして、次の人たちが長く働き続けられる職場であってほしい。



い。今のうちに組合員を増やし、分会と闘いが継続するようにしたい。(分会長 N)

お知らせ

・業種別部会

日時:8月3日(土)午前10時

場所:ユニオン会館4F

・支部委員会

日時:9月1日(日)午前10時

場所:エルおおさか



2024年9月1日(日)午前10時からエルおおさかにて春闘総括と秋闘交渉の方針に向けた支部委員会を開催します。全分会からの代表者全員の参加となっておりますので、必ず出席されるとともに、仮にどうしても出席できない場合は、お早めに欠席のご連絡をお願いします。また、これに先んじて同年8月1日(土)午後10時から一般部会と医療介護保育部会が共同で業種別部会会議を開催します。こちら原則全員参加です。(※いずれも交通費は組合から全額支給します。)

・ゼネラル支部暑気払い

日時:8月10日(土)午後5時から

参加費:2000円



場所:本まぐろ大船団

(天神橋筋商店街)

最寄り駅:JR 天満駅

地下鉄天神橋筋六丁目

バス停:天神橋五丁目

